

I 職員の給与及び職員数に関する状況

1 総 括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

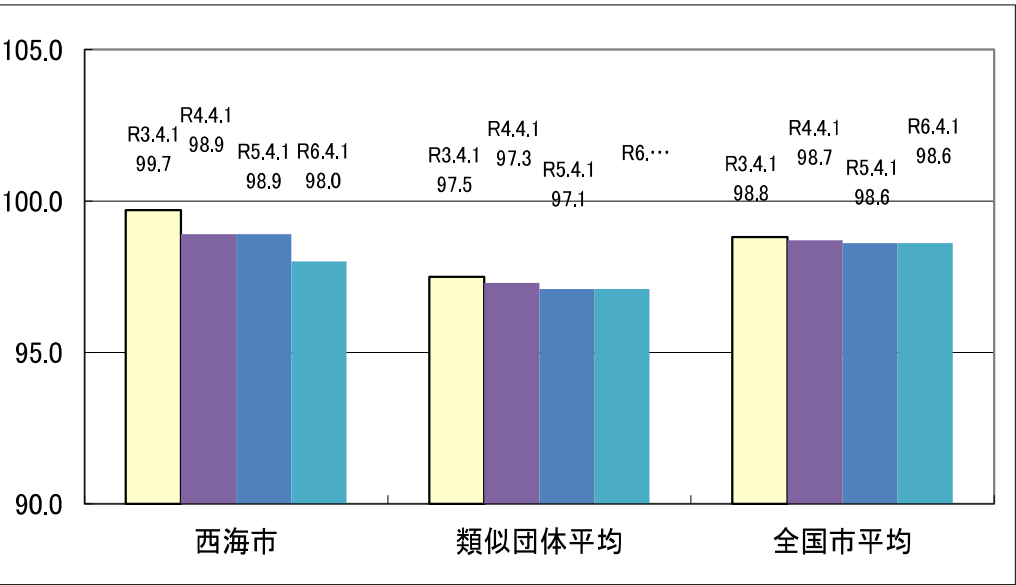
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 5年度	人 25,437	千円 22,848,808	千円 989,120	千円 3,212,248	% 14.1	% 13.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 316	千円 1,157,553	千円 200,863	千円 472,120	千円 1,830,536	千円 5,793	千円 5,843

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。) ※本市においては地域手当の支給が無いため同じ値となっている。
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内 容)民間賃金の低い地域の実情を反映させるため、また、民間との較差を踏まえた50歳代台後半層の水準の見直しのため、医療職(一)を除く全給料表の水準を平均2%(最大約4%)引下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

単身赴任手当の改定について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

住居手当の改定について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成17年4月1日に合併(西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料額	平均給与額	平均給与月額 (国比較ベース)
西海市	41.8歳	316,373円	353,219円	343,125円
長崎県	43.0歳	318,776円	389,836円	352,177円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.0歳	314,371円	363,341円	338,206円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
西海市	55.6歳	8人	294,292円	315,979円	307,792円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.6歳	2人	217,200円	239,300円	232,200円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	0.76
うち用務員	57.8歳	5人	324,147円	334,427円	326,747円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.37
長崎県	54.9歳	115人	331,061円	373,060円	349,370円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	51.9歳	9人	305,442円	327,611円	318,016円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
西海市	5,004,074	—	—
うち清掃職員	3,100,255	4,376,300	0.71
うち用務員	5,647,381	3,297,300	1.71

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		西海市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	164,000 円	—
	中学卒	—	149,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

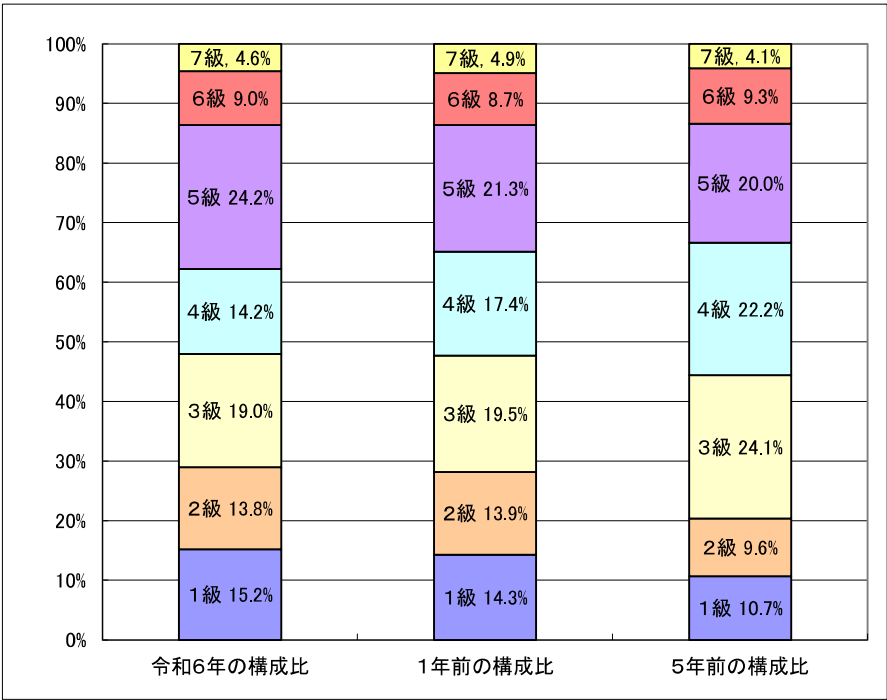
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,100 円	355,700 円	384,400 円	393,000 円
	高校卒	226,800 円	304,400 円	359,400 円	388,500 円
技能労務職	高校卒	215,700 円	267,600 円	296,000 円	341,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

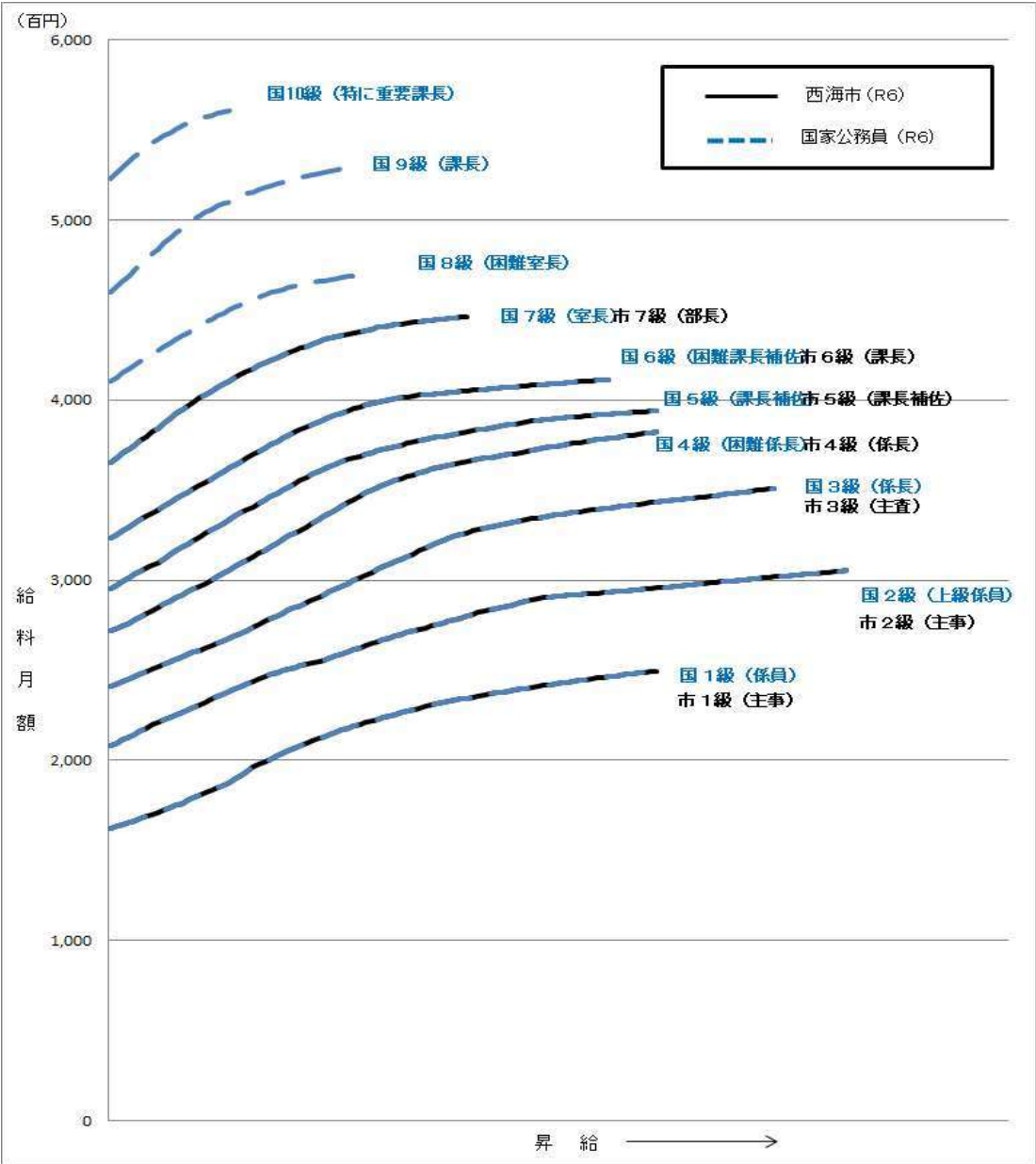
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	部長、統括総合支所長、理事、次長、議会事務局の事務局長、教育次長、総務課長	13 人	4.6 %	365,500 円	446,200 円
6 級	課長、総合支所長、局長、室長、監査委員事務局の事務局長及び参事	26 人	9.0 %	323,100 円	411,300 円
5 級	課長補佐、局長補佐、所長補佐、副参事、西彼市民課長、西海市民課長、大島市民課長、崎戸市民課長	70 人	24.2 %	295,400 円	394,000 円
4 級	係長	41 人	14.2 %	271,600 円	382,000 円
3 級	主査、主任主事	55 人	19.0 %	240,900 円	351,000 円
2 級	市長が定める基準に達した主事	40 人	13.8 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事	44 人	15.2 %	162,100 円	249,400 円
計		289 人	100.0 %		

- (注) 1 西海市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成28年度に6級制から7級制に変更している。
(職務給の見直しによるもの)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(西海市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 海 市	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,545 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,611 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(西海市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当 (令和6年4月1日現在)

西 海 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
一人当たり平均支給額	4,036千円	0千円			

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	21,456 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	510,856 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	11.1 %
手当の種類(手当数)	8 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務従事者	市税の賦課、徴収又は収納管理に関する業務	1,995千円	給料月額の100分の3
医師手当	診療所医師	医師に対する手当	17,530千円	月額100万円以内
社会福祉業務手当	福祉事務所ケースワーカー	ケースワーク、心理判定、一時保護等の業務	780千円	月額10,000円
感染症等防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染の危険がある作業に従事したとき	0千円	日額290円
行旅病人、死亡人取扱作業手当	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事した職員	行旅病人、死亡人の取扱作業に従事したとき	0千円	(病人) 1回1,500円 (死亡人)1回3,000円
畜犬等死体処理手当	畜犬等死体処理業務に従事した職員	畜犬等死体処理業務	38千円	1件につき500円
航海手当	交通船乗組員	交通船航海業務	1,113千円	(船長) 給料月額の100分の8 (船員) 給料月額の100分の4
火葬業務手当	火葬業務業務に従事した職員	火葬業務	0千円	1体処理につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	73,756 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	238 千円
支給実績（令和4年度決算）	76,337 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	255 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ①配偶者 6,500円 ②子 1人につき10,000円 ③父母等 1人につき6,500円 ④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき5,000円	同じ	—	44,732 千円	260,071 円
住居手当	借家又は借間に居住し、月額16,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給されます。 ①月額27,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-16,000円 ②月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 ③月額61,000円以上の家賃を負担している職員 28,000円	同じ	—	28,963 千円	249,681 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 ①交通機関等利用者 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円	同じ	—	39,100 千円	129,042 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。 30,000円+加算額 ※加算額は距離に応じて6,000円～53,000円	同じ	—	720 千円	360,000 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に在所する公署に勤務する職員に支給されます。 (給料月額+扶養手当)×20/100 4年目まで (給料月額+扶養手当)×10/100 5～6年目まで 7年目以降なし	異なる	支給割合が一部異なる	3,460 千円	692,112 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 役職に応じて31,000円～58,000円	同じ	—	26,442 千円	551 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日及び平日(午前0時から午前5時までの間)において、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき6,000円又は9,000円	異なる	支給額が異なる	363 千円	33,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	837,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額 926,000 円 ／ 637,000 円
	副市長	668,000 円	775,000 円 ／ 571,000 円
	教育長	617,000 円	
報 酬	議 長	389,000 円	505,000 円 ／ 328,000 円
	副議長	329,000 円	450,000 円 ／ 285,000 円
	議 員	310,000 円	420,000 円 ／ 270,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)	
	副市長	3.40 月分	役職加算 20%
	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副議長 議 員	3.40 月分	役職加算 20%
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 837千円×在職年数×600/100	(1期の手当額) 2,009万円 (支給時期) 任期毎
	副市長	668千円×在職年数×360/100	962万円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

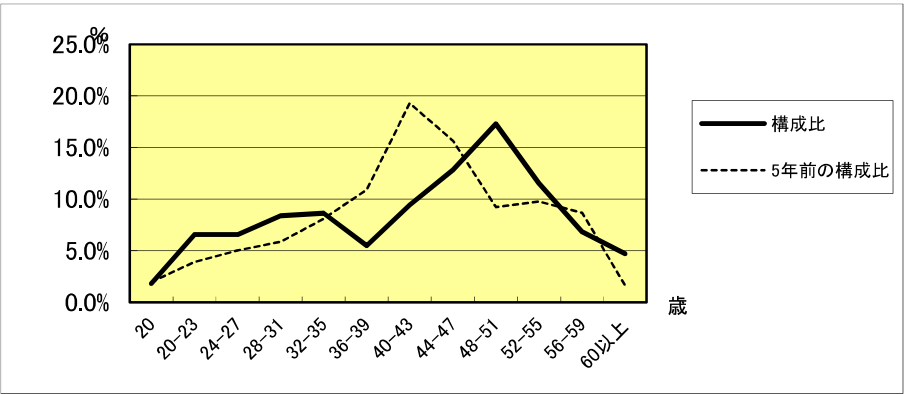
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	5	5	0	
	総 務	103	106	3	業務増加による増
	税 務	20	20	0	
	労 働	3	2	▲ 1	市職員を県からの派遣職員に転換
	民 生	43	43	0	
	衛 生	35	34	▲ 1	新型コロナウイルス対策班の廃止
	農林水産	28	28	0	
	商 工	8	10	2	外部団体(離島振興地方創生会)への派遣、管理職(ふるさと資源推進課長)を農林水産部門から変更
	土 木	26	26	0	
	計	271	274	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 78.45 人)
	教育部門	42	42	0	
	小 計	313	316	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.23 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.29 人)
公営企業等会計部門	病 院	7	6	▲ 1	江島診療所医師退職
	水 道	17	17	0	
	交 通	6	7	1	市営船業務増加による増
	下 水	10	10	0	
	そ の 他	25	26	1	介護保険等総合相談・支援体制強化
	小 計	65	66	1	
合 計		378 [396]	382 [396]	4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.17 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳 以上	計
職員数	7人	25人	25人	32人	33人	21人	36人	49人	66人	44人	26人	18人	382人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	31年	令和2年	令和2年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	259	257	260	262	271	274	15 (5.5 %)
教育	43	42	40	40	42	42	▲ 1 (▲ 2.4 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計	302	299	300	302	313	316	14 (4.4 %)
公営企業等会計	64	63	60	62	65	66	2 (3.0 %)
総合計	366	362	360	364	378	382	16 (4.2 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	千円 914,654	千円 △ 40,075	千円 101,502	% 11.1%	% 11.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 16	千円 65,758	千円 10,031	千円 26,655	千円 102,444	千円 6,403	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.5歳	319,353	346,135
団体平均	45.8歳	337,221	508,691

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

西海市水道事業		西海市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,666 千円		1,545 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～15%	・役職加算	5～15%
・管理職加算	なし	・管理職加算	なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

西海市水道事業			西海市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
一人当たり平均支給額	一千円	一千円	一人当たり平均支給額	4,036千円	0千円

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績なし

エ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	3,593 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	240 千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	3,260 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	217 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ①配偶者 6,500円 ②子 1人につき 10,000円 ③父母等 1人につき 6,500円 ④加算(16～22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円	同じ		2,809 千円	255,371 円
住居手当	借家又は借間に居住し、月額16,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給されます。 ①月額27,000円以下の家賃を負担している職員 家賃月額-16,000円 ②月額27,000円を超え、61,000円未満の家賃を負担している職員 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 ③月額61,000円以上の家賃を負担している職員 28,000円	同じ	-	1,200 千円	300,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給します。 ①交通機関等利用者 1箇所月当たりの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 距離に応じて2,000円～31,600円	同じ		1,889 千円	118,075 円